

# 海南政典・海南律例の研究

石 尾 芳 久

## 序

海南政典・海南律例とは、幕末に編纂された土佐藩の藩法である。有名な吉田東洋がその編纂を主宰した。周知のように、幕末には、幕府においても、諸藩においても、幕藩体制を改革して近代的支配体制を形成しようとする構想が、顕著になっている。そして、幕府側の構想と諸藩の側の構想とは、かなりの相違が認められるのであって、そのことは、日本における近代的国家に関する諸種の先駆的構想の、それぞれの類型的相違を示すものとして、興味深い。相対立する構想の内、いずれが、如何なる経過をへて、明治維新以後の近代的国家の形成を導く基本的構想となつたかということは、日本における近代的な法律思想の発達を論ずる場合に看過することのできない重要な課題となるのである。海南政典の研究は、いうまでもなく、かかる重要な課題究明の一環としての意義を有する。この意味において、幕末における立憲思想の解明にもつらなる問題である。しかし、幕末における立憲思想に関する従来の研究は、たとえば、尾佐竹猛氏の名著「維新前後に於ける立憲思想の研究」にみられるように、主として議会制度に即して論

じられたものが多く、権力分立や合理的官僚制——近代的官僚制の方面からの立憲思想の解明に関しては、十分な成果があげられていないのである。ところが、海南政典の編纂を通して吉田東洋の企図した眼目は、まさに土佐藩の体制をその当時の事情においてできるかぎり合理的な官僚制組織に改革しようとしたという点にあつたのであつて、合理的官僚制の形成という方面からの立憲思想の推進に、すぐれた役割を果たした、といわなければならない。なお、後に詳論するように、吉田東洋は、合理的な官僚制の構想を、ヨーロッパの法思想、ヨーロッパの立憲思想の範疇について理解を示しながらも体系的には伝統的な中国の法思想の範疇を最大限に活用して確立したのであり、そこに海南政典の独自性がある。また、日本の法律思想の歴史において、海南政典が看過すべからざる意義を有する理由がある。さて、私が海南政典の研究に志すようになったのは、高知大学教授八波直則氏の御誘掖によるところが多いのであるが、従来、これに関する専門的な研究をなしたものとしては、まず井上和夫氏の著書「藩法幕府法と維新法」がある。この著書は、土佐藩の藩法である元禄大定目や海南政典の重要な条文を紹介し概説され、とくに海南政典の編纂・施行に関する貴重な史料を紹介されている。つぎに特筆すべきは、平尾道雄氏広江清氏吉村淑甫氏を中心とする共同研究であつて、その成果は、海南政典の校訂と公判（昭和三十五年三月）となつてあらわれており、海南政典研究の基礎を与えたもの、といわなければならない。公刊された海南政典に附せられた平尾道雄氏の緒言によれば、高知県立図書館に保管されていた写本も、東京山内家に保存されていた写本も、戦災のために焼失したのであるが、山内家元家令仙石稔氏の手によって書写保存されていた山内家本が発見され、また松野尾章行氏遺家に秘蔵されていた別写本が高知市民図書館におさめられたので、この両本をもととして海南政典の校訂・公刊がなされたのである。両本校訂の経過は、広江清氏によってしるされている。

周知のように、海南政典は、その編纂の主宰者である吉田東洋が長い間胸中にあためていた構想を基本とするものであり、その意味において、海南政典を生み出すにいたる吉田東洋の識見を重視する必要があるのである。この点に関するすぐれた研究として、福島成行氏「吉田東洋」と平尾道雄氏「吉田東洋」がある。福島成行氏の著書は、それに附せられた奥宮正治氏の序に、「維新前に於ける土佐の勤王家として、世に知られたる人々は、小楠五郎右衛門、平井善之丞、武市半平太、坂本龍馬、中岡慎太郎等に指を屈するも、東洋先生は此等以上の英物なれども、佐幕党の領袖或は西洋心酔家と見做され、水府の結城寅寿、長藩の永井雅楽と同じく、巨姦元兇と目し、今に至るも猶其死屍に鞭たんとするが如きは、畢竟先生の心事を知らざる皮相の短見誤解の甚しきものなり。若し先生にして刺客の難に遭はず、数年の間生存したりとすれば、山内容堂公を助け、後藤象次郎、福岡孝弟等の先輩として、維新の大業に参画し、小松帯刀、大久保甲東、木戸松菊と連鎖し、元勳大功臣となり、赫々の盛名を博したるは、疑ひを容れず。惟ふに古来党争の盛なる時は、一方は正義と称し、反対の側を不正姦邪と誇り、氷炭相容れざるは、支那漢唐宋明の党禍、近くは水府正姦両派の軋轢の如き、何れも党人心理の免れざる常態にして、党同異伐の偏見に外ならず、歴史眼を以て、公平に観察すれば、焉ぞ烏の雌雄を知らんやで、正義派と云ふも、必しも正しからず、姦悪と称するも、素り邪悪の人にあらず、要するに執るところの政見主義の相違に過ぎず、東洋先生の如きは、全く党派的感情に因り、一生を誤解せられたるものなり。余自ら揆らず、先生に私淑せる旧友武田秀雄君と謀り、史実の材料を蒐集し、福島鷗波に囑して、本書を編著せしめ、岩崎久弥男爵の援助に因り、世に公にせんとす。本書は一小冊にして、或は語りて詳かならず一を掛けて十を漏すを免れざるものもあるも、庶幾くば此の伝記に因り、先生の為め世人の誤解を弁し、千古の冤を雪ぐことを得ば、幸甚の至なり。」とあるによって知られるように、冤を雪ぐという気魄が全篇を貫いて

いる。平尾道雄氏の著書は、吉田東洋の伝記について正確の上にも正確を期されたものである。この二著によって吉田東洋の識見の全貌をうかがうことができるが、海南政典の意義を明らかにするために、海南政典の構想の原型というべきものを、吉田東洋の識見にさぐりたい、と思う。

後に詳論するように、海南政典は、職守・考課・継嗣・儀制・寺社・戸籍・田疇・山虞・関市・賦役・營繕・倉庫・法律の十三の篇目からなる。冒頭に職守、考課の二篇をかかげたことは、官僚制的組織への深い関心を示すものであること明白である。海南政典は、現在草稿の形でこざれている海南律例と平行して編纂され、後者が律に該当するに對し、前者は令に比当せしめられるもので、その形式において律令体系にもとづくもの、といわなければならぬ。これは、海南政典・海南律例の企図するところが、その形式においてもよく貫かれて示すものである。一般に近世武家法には、律令体系の復活が認められるということが指摘されているけれども、行政組織に関して十分な法典化をなしたとげたものは、極めて少い。この意味において、海南政典は、律令体系にとくに忠実であったといえるであろう。

弘化二年（一八四五）八月二三日、吉田東洋は、時事五箇条の意見書を藩主豊信に提出している。人材登庸、法令改正、行政整理、備荒貯蓄、海防施設等に関するもので、病気のため郡奉行を辞した直後の、当時三十歳の彼の胸中に、後年海南政典となって結実した構想が、既に確乎たる方針としてめばえていたことを認めることができる。

時事五箇条の第一条には、『御治国の本は、人才の能否に相係る義につき、御人選第一の御急務に可有之候間、幾重にも御考慮被遊度奉存候。さなくては如何程殿敷被仰付候義有之候ても、難被相行奉存候。総て人の才否は、御使ひ被遊候ても相分りかたき事、和漢古今ともにためし多く候を、増して外輪の者の才否を、尽く御甄別被遊候義は難

出来義にて、如何なる明敏の人に為御選被遊候ても、御進拳被仰付候人々、尽く其任に相当り申義は無之訳に付、肝要の御場所は申迄も無之、其余とても一度に御進被仰付候より、能々其人の才否御試被遊候時は、大要は相分り可申。其上にて器量に随ひ、進退仰付候様に被遊度義と奉存候。何分人の才と申は、各長処の御座候ものにて、法令の取扱ひ長し候ても、財用の操廻しに拙なく、或は大体に味く候者にて、役下の者を能相牢なと一様ならざる義につき、何卒其人の長処について、御使被遊度事と奉存候。其上何事にも才能なく、旧習に因循仕る者は、却て老成人の様に相見へ申訳に付、能々御甄別被遊度、左様の者をも其儘に御差置被仰付のならず、年格を以御進被遊候様に相成候ては、いつとなく綱紀は相弛み、流弊の廉も相改り不申、人才は次第に消亡仕候訳に付、乍恐御上に、如何程御奮発被遊候ても、御趣意は相行れ申難く奉存候。其上只今の風俗流弊を相改め、積習を洗ひ、事々明白に取扱申義は相好み不申、人情につき能々御考慮不被遊候ては、旧習は相改り申間敷奉存候。総て人選に心をつくし候得とも、当時人才は無之と申義、古今小人の恒言に御座候間、能々御考慮被遊、家柄身代に不拘、可然人柄は御進被遊候様に被仰付、御上に、いつまでも御たゆみ不被遊候ハ、御趣意奉輔翼候人、次第に相進可申奉存候。』とあり、人材登庸の方針を進言したものであること明白である。しかし、それが如何なる意味の人材登庸であるかということについては、従来の研究では必しも明かではない。

まず右の時事五箇条の第一条中に『家柄身代に不拘、可然人柄は御進被遊候様に被仰付』とあるのは、明らかに人事行政に関して封建的身分主義を否定したものであって、官僚制的組織編成の決意をあらわしたものと、いうことができる。しかし、家柄身代に不拘という抜擢が君主の恩寵に依存するということ——すなわち君主への恭順に対して与えられる君主の恩寵ということであるならば、人事行政は寵臣体制を基本とするものであって、決して合理的な性

格を有するものではない。そのような官僚制は、むしろ家父長的家産官僚制というべきである。幕藩体制の中には、封建的体制を克服する官僚制への動向がひそんでいる。しかし、それは、概ね家父長的家産官僚制という意味の官僚制の方向であった。たとえば、松平太郎氏が「御側は將軍近侍の臣なり、専ら殿中の庶務を処理す、単に執達、内使を奉行するものあり、啓翼輔導を兼ねるものあり、其職に従つて御側衆、御側用取次及御側用人を分つ、特に御側用人は常置の職に非ざるも、政務の枢機に参して、將軍輔翼の任に膺り、権勢時に匱かに老中を凌ぐと云ふ」と指示されたように（『江戸時代制度の研究』三五二頁）、幕府の権力機構の中で將軍の側近者が、しばしば枢要の座について、実に注目しなければならぬ。右第一条中に『其上何事にも才能なく、旧習に因循仕る者は、却て老成人の様に相見へ申訳に付、能々御甄別被遊度、左様の者をも其儘に御差置被仰付のみならず、年格を以御進被遊候様に相成候ては、いつとなく綱紀は相弛み、流弊の廉も相改り不申、人才は次第に消亡仕候訳に付』とあるのは、家産官僚制における官僚の倫理たる恭順の倫理を厳しく否定しているという点において興味深い。古代律令法の系統の考課制度は、官吏の勤務の評定に関し、恭順の倫理を中心として詳細な規準を設けている。吉田東洋がこれを真向から否定したことは、官僚の専門的能力を重視するという合理的な評定の体系創造につらなる意義を有すると考えられるのである。すなわち、右第一条中に『何分人の才と申は、各長処の御座候ものにて、法令の取扱ひ長し候ても、財用の操廻しに拙なく、或は大体に昧く候者にも、役下の者を能相牢なと一様ならざる義につき、何卒其人の長処について、御使被遊度事と奉存候』とあつて、恭順の倫理から解放されたところの人間の能力の多元性という見解を前提とする評定を示唆しているのは、官僚の専門的能力を重視する合理的な評定への根拠を示したものと考えられるのである。他方、右第一条中に『総て人の才否は、御使ひ被遊候ても相分りかたき事、和漢古今ともにためし多く候を、……肝要の御場所

は申迄も無之、其余とても一度に御進被仰付候より、能々其人の才否御試被遊候時は、大要は相分り可申。其上にて器量に随ひ、進退仰付候様に被遊度義と奉存候」とあるのは、一旦所定の官職に就任せしめ、しかる後其人の才否を吟味して進退を決定するということを意味し、必しも明確とはいえないけれども、官職体系が身分に依拠せざる独自の階層制と審級制とをもつべきであるという構想をそこに認めることができるのであって、官僚の専門的能力重視と平行して、近代的合理的官僚制を形成せんとする企図の明白なるものがある、といわなければならないのである。

吉田東洋は時事五箇条の第二条に、『御法令は、国家の大綱に御座候処、昇平久敷相成り候より、世の勢奢侈逸遊に相赴候を以、御法度の義も次第に相増申候故、難相行義も出来候様奉存候。何分御法令繁多に相成候得は、賞罰明白に難相施訳にて、自然に綱紀の弛と相成候義ニ付、何卒賞罰を嚴重に被仰付度義と奉存候。昔より如何なる明君にても、恩賞にて人を進め、黜罰にて人を懲しめ不申して、世を治候義相調申間敷、さなき時は所謂君子の不幸にて、小人の幸と相成り、下より上を窺申訳にて、御威光薄く相成可申奉存候。右之筋、去十月於御郡方詮義仕り、紙面を以申出候義につき略仕申候。然れとも法は取扱仕候人に寄り候義にて、如何程御法令を御吟味被仰付候ても、其任に相叶ひ申候人ならては難參義と奉存候」とのべている。その中に『何卒賞罰を嚴重に被仰付度義と奉存候』とあるのは、賞罰を治国の最大要具とする古代中国の法家の思想に相い通ずるもののあることを思わしめるが、しかし、法家の法治主義と根本的に異なる点が認められる。周知のように、法家の法治主義は、君主独裁を前提とする。法は君権——賞罰大権を拘束するものではない。法治の根本は君権——賞罰大権が法を手段として行使されることを意味するのであって、その意味において、法の本質はあくまでも治国の要具たるにとどまる。しかるに、時事五箇条第二条の冒頭には『御法令は国家の大綱に御座候』とあり、法治国家的思想、その意味において、近代的な法治主義思想の萌芽

があらわれている、とみなすことができるのである。右文にひきつづいて『昇平久敷相成り候より、世の勢奢侈逸遊に相赴候を以、御法度の義も次第に相増申候故、難相行義も出来り候様奉存候。何分御法令繁多に相成候得は、賞罰明白に難相施訳にて、自然に綱紀の弛と相成候義ニ付』とあるのは、体系的な法典編纂の必要性を示唆するものであって、それを賞罰の明白な施行と関連せしめているところに、法家の思想の影響をとどめているけれども、その見解の基本をなすものは、法を治国の要具——君主独裁の手段とする考え方ではなくして、法治国家的思想であり、そこに、体系的な法典編纂を主張するにいたるといふ必然性が存するのである。法家の法治主義は、君主独裁を前提とする。立法権賞罰権は君主のみが独占すべきであつて、もしこれを臣僚に委ねるならば、権下に移り臣僚横暴となり、国乱れ遂に亡びるのである。それゆえ、『夫生法者君也』ということではなければならない。官僚の任務は、法の厳正な施行というところにきびしく限定される。しかるに、吉田東洋の『然れども法は取扱仕候人に寄り候義にて、如何程御法令を御吟味被仰付候ても、其任に相叶ひ申候人ならては難参義と奉存候』という言葉には、官僚の主體的役割——専門的活動の存在意義を示唆するものがあるのである。

吉田東洋のかかる意味の法治主義の尊重、すなわち、君主独裁の手段たる法治主義ではなくして、法令を国家の大綱となす法治国家的思想にもとづく法治主義の尊重は、さらに、嘉永五年初夏、豊信の諮問に応じて作成した『北条泰時論』にも、明瞭にあらわれている。すなわち、これによれば、北条泰時が陪臣たる地位にありながら、天子を放廢し公卿を誅竄するという天崩地拆が如き甚して悖逆を行いなからず、しかも、何故に海内之士一人としてこれと相抗する者がなかったかという理由について、『盖泰時之志、務尽心於政治。欲以贖其數倫亂紀之罪。是以痛自克責。恤將士。敦親族。其慮京師有變也。建兩府以鎮之。其懼聽斷之有謬也。撰式目以為標準。闕窮雪冤。凡可以裨益國家

者。知而無不為。在職十八年。始終如一。教令所及。民庶悅。應是以海內富安如春風被草木。其本蓋自用人始矣。夫泰時之悖逆。人神所不容也。然進才退不肖。尽心於民事。則其効如是。況無泰時之惡。而行其善者。其効如何哉。後之人主苟能悟於此。則雖天下有大變不足靖。而後世之稱述果為如何哉。』とのべている。右文中とくに、『撰式目以為標準。賄窮雪冤。凡可以裨益國家者。知而無不為。』とある点には、注目するを要する。

裨益國家と密接に關連する法治主義の尊重が、悖逆の臣であつても、よく民心を收攬し得た事實を指摘しているのであつて、法家の力説する君主独裁の手段たる法治主義とその本質を異にする法治主義の主張があらわれていることを確認し得るのである。そこに、立憲思想の母体をなすところの國民國家の思想の片鱗を認めることは、決して不当ではあるまい。また、それは、幕末の一般的風潮であつた神秘主義的尊王思想——すなわち、國家そのものの運命について必しも十分に慎重な理性的配慮をなしたとはいえない王政復古思想と妥協することができなかった吉田東洋の識見が、この段階において既に熟していることを物語るものである。王政復古によつて万事が解決するという如き、心情倫理的思想とは異なる見解を有したことは、平尾道雄氏著「吉田東洋」の中で、東洋と谷干城との論争にふれられた部分によつても証明される。すなわち、平尾道雄氏の紹介された谷干城の手記によれば「余（谷干城：筆者注）はこの時漸く二十六歳、東洋は四十三―四と見受けられ、威儀侵すべからざるものがあつた。余は無遠慮に天下の形勢を論じ例の尊王攘夷論を説いたが、東洋は冷然たる態度でいうのに、足下はまだ若い。大いに學問につとめてそのような暴論はみだりに口外してはならぬ。でないとな身を誤まるのみならず國家を誤まることにもなる。自分でも時期が来れば起つ。ただ今日は世界併立の時代であるからまず航海術を勉強せねばならない。自分は蒸氣船を四―五艘手に入れてまず南洋諸島を獲得し、これを開拓したいと思うと、しきりに海外發展論をやるのである。そこで余はそんな

迂闊うかつなことをやっているうちに日本は外国の領土になるだろう。現に外国の船艦は続々近海に迫っているではないか。今のうちに攘夷の策を講じなければかれの術中に陥るだろうと反論、東洋も怒ったりなだめたりで論戦が果はてず、同席の高屋友右衛門の仲裁でついにやめた」とある。また、右の手記に、「余はただ両度の面会のみなり。然れどもかれが学力と人を御するの才あるとは確かめたり」ともある。東洋の理論には押されたものと見える。」とのべられている（吉田東洋「一六三頁以下」）。吉田東洋の海外発展論は、彼がひごろより持っていた抱負と考えられる。吉田東洋手録三（手記公用文書）に収める「寄品川様之書九月八日立道中五日之寄品川様へ上書」にも、そのことがみえるからである。単純なる尊王攘夷論にはかなり冷淡であったこと、むしろ国家そのものの運命を重ずるといふ国民国家的思想傾向を、それが絶対主義的性格を濃厚にとどめているとはいへ、認めることができるのである。

これらの事柄を総括するに、文久元年に脱稿した海南政典は、吉田東洋が、既に弘化二年時事五箇条において抱いていた構想であり、それより十数年の期間をかけて政治的实践への適用を通じて完成したところの独自の合理的国家——合理的官僚制の編成を企図した法典である、と断じ得るのである。勿論、吉田東洋にかかる構想を抱かした原因の最も大なるものとして、土佐藩法史の異色ある発展——とくに元禄大定目に認められる諸種の特徴——を考察しなければならぬが、その詳論は、別の機会にゆづることとする。

## 一

海南政典の編纂・施行については、かなり問題が存する。公刊された海南政典に附せられた平尾道雄氏の序文は、この点について、松野尾本第一巻所載明治三十四年一月付の松野章行氏のつぎのような解説を紹介しておられる。す

なわち、「土佐国近古藩政跡ハ慶長六年山内家ノ秦氏ニ代リテ入国シ法令凡テ秦氏ノ遺法ヲ用ヒ二代土佐守忠義公ニ至リ其規定ヲ詳密ニナシ天和元祿年間又訂正ヲ加ヘ大定目ナルモノヲ撰定シ爾後其法則ヲ用ヒテ改ムルコトナカリシモ嘉永安政以降世ノ變遷ニ從ヒ大改革ヲナササルヲ得サルニ至リ藩主容堂公断制度改正ヲナサン事ヲ欲シ則チ其局ヲ設ケ吏員数名ヲ置キ從來施行シ来ル所ノ事件當時ニ適スルヤ否ヲ審議セシメ其用否ヲ以テ捨訂正ヲナン文久ノ初年ニ及テ漸ク其稿ヲ終レリ記スルニ漢字ヲ用ヒ部分シテ数冊トシ名附テ海南政典ト云其全ク審査ヲ了スル者ハ漸次ニ之ヲ実行ニ及ハントシテ刑法職守国校規則ノ如キハ既ニ実施セリ余各条ハ布施セシヤ否今之ヲ詳ニスルヲ得ストイヘトモ多分実行ナキナラン然ルニ翌二年四月政府ニ大事故アリ奉行職以下凡テノ職員悉ク改替ノ變革アリ自然改革ハ中止トナリ尋テ明治維新ニ及テ全ク廢物トハナレリ故ニ海南政典ニ記載セル所ノ全文ヲ以テ悉ク旧來藩治実行ノ条件トハミナスヘカラス」と。

右解説中「翌二年四月政府ニ大事故アリ」というのは、文久二年四月八日、吉田東洋の暗殺されたことを指す。すなわち、松野尾章行氏の見解によれば、文久元年脱稿、以後、刑法職守国校規則の如きは部分的に施行されたが、文久二年四月東洋暗殺されたため海南政典の全体としての施行はみられなかった、ということである。簡潔にして要を尽している見解といつてよかろう。

文久元年の海南政典の脱稿というのは、吉田東洋手録三（手記公用文書）の『寄品川様之書（九月八日立道中五日之割品川様へ上書）』に『桂月既望月の御書並御製七絶奉拝見候所優旨厚重難有仕合ニ奉存候先達以来上下共平穩何も相更申儀無之海南政典寺社二例未脱稿海南律例共全部脱稿ニ相成申只今校正淨写仕居候間追々可奉入御覽候序文ハ乍恐御製奉願候』

とあるによつて確認されるところの海南政典（寺社一例未脱稿）海南律例の文久元年九月における草稿脱稿という事実である。そして、参政録存（吉田東洋遺稿）により明日であるように、右法典編纂のため改正方が設置され、そこで編纂が東洋主宰のもとにすめられ、またこれの校正淨写成就の際には、容堂の序文を乞うて公布する計画であつたという事実よりして、編纂が公的意味における編纂であつたといふことについては、疑問の余地がない。しかし、容堂の序文は、恐らく東洋暗殺とそれにもとづく政変のため、遂に得られなかつたのであるから、海南政典・海南律例の編纂は、草案作成の段階にとどまり、完成されなかつた、といわなければならない。海南律例については、漢文の海南律例草稿（高知県史料二十に載せる海南律・或は海南律令と称するものはこの系統の写本である）といふものと和文の海南律例と称するもの（或は高知藩律例と称するもの）とが、伝えられている。

海南律例草稿の目録は、名例（五刑、十惡、八議、應議者犯罪、職官有犯、職官科断、職官子弟犯罪、流配、無官犯罪、庶民科断、同職犯罪、共犯罪分首從、老幼廢疾犯罪、給没贓物、二罪俱發以重者論、断獄、婦人犯罪）、職守（心直不直、監門縦出入、犯門禁、越殿垣、遊蕩無檢、出奔、詐造印信、詐造錢幣、詐仮官、詐称被盜、儀制（不拝公駕、不拝家老、衣服違禁、調葉調食不謹、公所用器物）、継嗣（男女婚姻、私乞養人子、匿父母及夫喪）、戸籍（戸以籍為定、養子、別籍異財）、田疇（盜耕人田、擅食田園瓜果、欺隱土田、檢踏災傷田糧、典売田宅、重売田宅、獲稻麦及棄毀器物、荒蕪旧地、盜売田宅）、山虞（採伐林木、延燒公林）、関市（私度越関津、詐冒給路引、舶商匿貨、売買違禁物件、錢債違禁取利）、營繕（申請財物不実、虚費工力採取不堪用、造作不如法、冒破物料）、倉庫（私借錢糧、私借官物、倉庫不覚被盜）、法律（人命、謀殺人、謀殺主人及祖父母父母、殺死姦夫、殺一家三人、毒藥殺人、關毆故殺人、戲殺誤過失殺傷人、恐迫殺人、瘋病殺人、同行知有謀殺、關毆、關毆、保辜期限、賊盜、謀反大逆、謀

叛、造妖書妖言、盜公庫器械財物、監守自盜倉庫錢糧、常人盜倉庫錢糧、強盜、窃盜、恐嚇詐欺取財、夜無故入人家、盜賊窩主、受贓、官吏受財、坐贓敢罪、在官求索借貸人財物、捕亡、応捕人追捕罪人、罪人拒捕、囚脱監及反獄在逃、徒流人逃、主守不覺失囚、知情藏匿罪人、訴訟、越訴、投匿名文書告言人罪、告状不受理、誣言、子孫違犯教令、教唆詞訟、犯姦、犯姦、親屬相姦、奴及雇工人姦家長妻、奴姦主、監臨犯姦、輪姦、雜犯、賭博、失火故焚人屋、違令)である。海南政典の篇別と全く相い対応すること明白である。その文体は、海南政典同様漢文である。

しかるに、福島成行氏は、その著「吉田東洋」の中で、「其名称は海南律例、海南政典の二つに分ち、律例は和文にして、政典は漢文なり」とのべられ、また、井上和夫氏も、「政典は漢文体であるが、律例は和文である」とのべられている(『藩法幕府法と維新法』二八頁)。たしかに和文の海南律例と称するもの(或は高知藩律例と称するもの)が存するけれども、その篇別は、海南律例草稿とはなはだしく異り、したがって海南政典の体系に対応しない。名称は、律例という名を襲っているが、はたして吉田東洋の編纂主宰した海南律例そのものと考えてよいであろうか。この点については、著しく疑問が存する。体系に即して考察するならば、海南政典とならび編纂された海南律例は、海南律例草稿にのみ限定される。このように解することが誤りでなければ、海南政典・海南律例の編纂は、公的編纂事業として開始されながらも、全体としては、草稿——草案作成の段階にとどまり、編纂は完成するにいたらなかった、と断じ得る。容堂の序文が得られなかったということは、決定的意義を有するのである。

つぎに、海南政典・海南律例の施行の問題について考察する。この問題については、井上和夫氏は、その著「藩法幕府法と維新法」の中で『海南政典国校規則御発頭之御下知』なる史料を紹介され「世俗ニ海南政典ヲモ私著ナリト

シ法典ニ非ズトナスモノガアルガ、是ハ實際ニ施行シタ法典デ、其レガタメ、古来ノ御目付方ヲ監察府ト改称シタヤウニ實際ニ於テ役所名・役人名義ガ変更サレテ居ル。是ヲ否認スルモノニ皆山集ノ編者松野尾章行氏ノ明治十年ノ記事ガアル。同氏ハ元禄定目ヘノ藩主豊範ノ署名ハ万延二年三月デ翌年即チ文久二年四月ニ東洋ガ横死ヲシテ居ルカラ實施ニ疑義アリトサレテ居ルガ、著者ハ政典ガ万延元年起草ヲ完了シ『右之通奉入後覽候御思召不被為在候ハ、明春御登駕迄ニ御発願ニ相成ル廉モ御座候ニ付早速ヲ以テ御下知仰出度奉伺候』ト同年十二月二十二日ニ草案ヲ『海南政典職守一、国校規則一、御詮義振覚書一通』ヲ奉行ヨリ提出シ『別慮無之候』ト藩主豊信ノ裁可記入ガシテアルノダカラ翌年四月迄實施ヲ猶予シテ居ル筈ガナイト思フノト、官所役所迄政典通り改メラレテ居ル事実ガアルカラ明カニ實施サレタモノト信ズル。而モ吾人ハ政典全般ガ同時ニ完全ニ實施サレ得タトハ考ヘナイシ、又其一部分ノ實施タリヤ極メテ短期間デアツタデアラウコトモ否定シ得ナイ所デアアル。東洋横死後奉行以下ノ百官ガ総更迭シ、土藩ノ政治ハ急転回ヲナシテ居ルノデアアルカラデアアル。』とのべられている(同書三一頁以下)。

しかし、先に引用した明治三十四年一月付の松野尾章行氏解説は、海南政典の部分的施行を認めるものであって、その施行を決定的に否認するものではない。井上和夫氏の紹介された明治十年の松野尾章行氏記事中に、元禄定目への藩主豊範の署名が万延二年三月に行われているという点については、皆山集に収める文書によれば、条合と称する(御定目之写と別行にしるしてある)十三ヶ条の規定があり、これには、文化八年六月 豊資、嘉永二年五月 豊信、万延二年三月 豊範という署名が認められる。松野尾章行氏が万延二年三月の元禄定目への藩主豊範の署名と解せられたものは、恐らくは、右の十三ヶ条の条合への署名であろう。元禄大定目は、条文総数四百七十三条に及ぶもので、土佐藩の基本的法典たること明白であるが、元禄大定目の編纂以後の法令が、大定目の追加という形式で編纂されて

いることをみても、それが決して統一の閉鎖的な法典ではなかったことを認め得る。

井上和夫氏は、海南政典が万延元年起草を完了したとされるが、これは誤りであって、先に引用した文久元年九月の『寄品川様之書（九月八日立道中五日之割品川様へ上書）』によって明白であるように、海南政典がほぼ脱稿したのは、文久元年九月である。この点については、松野尾章行氏明治三十四年の解説の方が正しい。文久元年十二月二十二日の『海南政典国校規則御発頭之御下知』は、海南政典の編纂完成にすぎだつて、とりあえず、その最も重要な第一職守の部分の施行を裁可したものと考えられる。井上和夫氏は、部分にせよ文久元年十二月に施行がみられるのであるから、編纂の完成はそれ以前に遡るべきであるという論理よりして、起草の完了を万延元年と推定されたのである。しかし、法典の編纂・施行について、編纂の完成以前に部分的施行がみられることは、決してあり得ないことではない。かく解するならば、海南政典がほぼ脱稿した文久元年九月より僅か三ヶ月後の文久元年十二月に、しかも、容堂の序文が与えられていない段階で、海南政典職守の施行が行われたという事実を、矛盾なく把握し得るであろう。勿論、万延二年三月の条合への豊範の署名ということとも矛盾しない。

文久元年十二月二十二日の『海南政典国校規則御発頭之御下知』は、福岡宮内、深尾弘人より裁可を願ったもので、その内容はつぎのようである。

一 海南政典職守

一 国校規則

一 御詮義振覚書一通

海南政典・海南律例の研究

右之通奉入後覽候御思召不被為在候ハ、明春御登駕迄ニ御発頭ニ相成ル廉モ御座候ニ付早追ヲ以テ御下知仰出度奉伺候

明らかに、海南政典職守の篇の施行裁可が認められるのであって、土佐藩制の根本的改革という緊急の行動を意味するものがあるのである。海南政典職守の施行については、その傍証ともいべき史料が認められる。

平尾道雄氏はその著「吉田東洋」でつぎのような東洋の手紙を紹介された。すなわち、「十二月二十二日の手紙には、『過日北御邸にて少将様(豊實)・太守様(豊範)御列座遊ばされ、御奉行兩人並びに御用役四人罷出である処にて、元吉(東洋)職守読上げ候様仰せ付けられ候あとにて、当今の形勢、御国の弊習、土風の偷惰、逐一に申上げ、文武教育の理、人材選擢の道、後先緩急御施しの手段』を詳説し、『それぞれ御意に相かない候やに恐察』するところまで漕ぎつけることができた。」と。海南政典職守施行の準備が十分に熟していることがうかがわれる。

また、同じく文久元年十二月二十二日東洋が容堂に裁決を求めた覚五ヶ条は、左の如くである。

#### 一 職階五等

右は思召を以て一時に御施し相成可宜候事

#### 一 官班官秩

右は能々相調之上兩三度に分施し相成可宜候事

#### 一 文武諸芸家

右は教授指南等に仰付られ可然者精密に御選仰付置れ御発頭の前に一同家芸御免仰付られ其翌日役付に仰付られ可宜候事

一 文武規則

右は司業調役前弘に仰付られ廉々弁論仕候て孰も能々相心得候処にて御施し相成可宜事

一 輕格職階

右は今春奉差上通にて聊の取捨仕り候事に付御国許へ御任仰付られ度時宜考合を以相施可申事

職階五等、官班官秩は、いづれも海南政典職守の中に規定されている事柄で、格式制度を变革し官僚制的編成を企図したものであり、藩の人心に深い動揺を与え、東洋暗殺の口火となったものである。

これらの傍証によっても把握し得るように、海南政典は、その職守の部分のみが、編纂の完成にさきだって施行された、と推定し得るのである。

海南政典・海南律例の編纂は、再任した参政吉田東洋が、制度取調局を設けてこれを総裁し、福岡藤次(孝弟)と松岡七助(時敏)その局にあたり、戸部廉平、谷丹作、大谷茂次郎、岡万助、細川潤次郎、大町利平、森田良太郎、森沢禄馬、弘田亮助らが参加した。周知の如く、維新後、福岡孝弟は、五ヶ条御誓文や立憲の政体書の起草者であり、細川潤次郎、松岡時敏は、元老院議官として国憲編纂に従事しており、また、右法典の深い理解者であり東洋をはじめ編纂者たちを支持した山内容堂は、制度取調局総裁として活動した。右法典の編纂が、人的関係においても、維新後の近代的な法典の編纂に深い影響を与えたことをみることができるのである。

吉田東洋の日記、書翰・建策遺稿等は、「吉田東洋遺稿」としてまとめられている。それには、参政録存、参政草案手録、時事五箇条、手記公用文書、吉田元吉手記文書、南海山易雜記、浪華行雜誌、有馬入浴日記、東行日録、東行西帰日録、静遠居類稿、掃部頭伊達老公招致内密心添之発端が、収録されている。参政録存は、安政五年正月十七日参政に復職した後の執政に関する日録である。参政草案手録は、米使来航について幕府に提出すべき意見書の草案であり、時事五箇条は、既にふれたように郡奉行たりし東洋の時事に関する建策である。手記公用文書、吉田元吉手記文書は、参政の職にある東洋の政策立案の案文ともいべきもので、以上を総括して吉田東洋手録と称している。海南政典・海南律例編纂の経過に関する基本的な史料である。

たとえば、吉田元吉手記文書には、つぎの如き文書が収められている。

海南政典

職守	考課
儀制	繼嗣
神社	戸籍
田疇	山虞
開市	賦役
営繕	倉庫
法律	

通計十有三門

すなわち、右文書には、海南政典の十三の篇目がすべて記されているのであって、かかる文書が、吉田元吉手記文書の中に存するということは、海南政典の体系が吉田東洋の構想にもとづくこと多大なるものがあるということを示す、といつてよからう。

同じく吉田元吉手記文書には、

午年己来綱紀ニ関係之事件

一 出来御免

一 御隠居御家督

一 考察方御設

一 御制度改正

一 年季夫改正

一 品川御住居御咎被為蒙御暮方申上

一 御山方御作事合并

一 他国品平等五十歩一口

という文書があり、これに『一御制度改正』とあるのは、新法典編纂を意味するもので、午年、すなわち、安政五年に、海南政典・海南律例編纂の端緒を認めることができるのである。

参政録存には、日録の中に右法典の編纂の経過を示すものである。いまそれをあげると、つぎのようである。

安政六年五月廿一日 定目并内定数帳宅え取下ル○御記録役え天和已前之日記録入用ニ付何ニても御政体御関係之義申出候様申達事

正月（万延元年正月——筆者注）廿九日泰平え御制度之義委細申述置○忠助より御欄間下給受取仁右衛門宅え罷越委細御制度規模示談いたし候処同意之赴承ル

二月六日 御制度御用之出勤場所見聞八日より出勤いたし候様被仰付候筈

二月九日 制度改正之義諸記録所相渡ス

二月十一日 制度改正之義堅蔵七助之申通置候事

二月十四日 御奉行職加役等之義職掌調ニ入用ニ付御達申置

二月十六日 御制度改正之義申述置健蔵七助え幞面渡置

二月十九日 今日官階之調御達申出置

二月廿四 今日御奉行加役之御公平之御考慮被仰付度官制調ニ付申出置

二月廿七日 官制之義礼紀綱五常五倫政体人選規則兵備一切之義御奉行中御達申出置候事今日御寄合ニ付右之筋於役席弁論相済内蔵助殿御出足迄ニ御取極ニ相成候様申出置

二月廿九日 出勤改正方え出張規定等承合候事

三月七日 御奉行職加役之義御別慮無之赴於役席弘人殿仰聞

三月八日 職階改正健蔵え渡ス

閏月三日 今日改正方え出勤

閏月四日 改正方え出勤今日職掌一卷相済

閏月九日 改正方御僉義之筋取極官制浄出来大目付え相渡置

閏月十六日 今日改正方え出席

閏月十八日 改正方え出席

閏月廿六日 改正方え出ル

閏月廿八日 改正方え出ル今日にて是迄翻訳分夫々刪定相済

閏月廿九日 改正方え出席奉行府仕置府等之名目儀例相定ル

四月九日 改正方え出席

四月十一日 改正方え出勤

四月十二日 儀制一冊御奉行中え差出来ル

五月廿六日 改正方え出張

五月廿八日 改正方え出勤尤早ク相仕舞

七月二日 改正方え出勤刪正相勤

七月三日 改正方え出勤

七月廿日 改正方御出勤

七月廿一日 右同

七月廿三日 改正取扱勤被仰付御番肩衣着相勤ル

七月廿四日 改正方え出勤

八月二日 御寄合 弘入殿御出席丹波殿御引籠改正方え出ル

八月三日 改正方え出勤

八月五日 改正方え出勤

八月九日 改正方え出勤役場御用格別なし

八月十一日 改正方え出勤

八月十六日 改正方え出勤

八月十九日 改正方え出勤

八月廿二日 改正え出ル

八月廿三日 改正方え出ル

八月廿六日 改正方え出ル

九月二日 今日より改正え刪潤自宅にて取扱候事

十月三日 改正方え出ル

十月六日 改正方え出ル

十月八日 改正方え出ル

十月廿三日 改正方え出

十月廿八日 改正方え出ル

右の参政録存の記録を通じて法典の編纂に孜孜として精励した吉田東洋の姿を思い浮べることが出来る。参政録存をみて感慨を深くすることは、官制・職階・職掌の改正についてこれを明記するものが多いこと、万延元年閏月廿九日の条に、『改正方え出席奉行府仕置府等之名目儀例相定ル』とあって、安政五年以来万延元年閏月まで職守の草案確定に、編纂の経過全般からみて長い期間をかけていること、及び、万延元年二月廿七日の条により知られるように、法典の企図する官制をはじめとしての根本的改革については、単に容堂の了解を得るにとどまらずして、寄合の際に弁論し秘密裡に進める方法を避けていること等の事柄である。われわれは、そこに、法典編纂に対する吉田東洋の合理的な関心を認識し得るのである。

〔未完〕